

環境委員会資料

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第118号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

港 湾 局

(令和4年8月31日)

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

東扇島東公園等の港湾環境整備施設の行商、撮影等の行為及び競技会等の催し、並びに照明施設及びバーベキュー施設に係る使用料及び利用料金について、令和元年10月の消費税引き上げによる消費税相当分の改定を行う。

2 改正内容

(1) 行商、募金その他これらに類する行為

1日 1,000円 → 1,010円

(2) 業として行う写真の撮影その他これに類する行為

1日 5,000円 → 5,090円

(3) 業として行う映画の撮影その他これに類する行為

1日 10,000円 → 10,180円

(4) 港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う催し

ア 競技会、集会その他これらに類するもの

1日1,000平方メートルまでごとに

4時間以上8時間未満 1,000円 → 1,010円

8時間以上 1,500円 → 1,520円

イ 展示会その他これに類するもの

1日1,000平方メートルまでごとに

4時間未満 1,250円 → 1,270円

4時間以上8時間未満 2,500円 → 2,540円

8時間以上 3,750円 → 3,810円

(5) 照明施設

1基1回1時間までごとに 1,500円 → 1,520円

(6) バーベキュー施設

かまど付き 1箇所1回 1,000円 → 1,010円

3 施行期日

令和5年4月1日から施行

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 別表第2（第13条、第13条の2関係） 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料				○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 別表第2（第13条、第13条の2関係） 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料					
種別	単位		金額	種別	単位		金額		
行商、募金その他これらに類する行為	1日		<u>1,010円</u>	行商、募金その他これらに類する行為	1日		<u>1,000円</u>		
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日		<u>5,090円</u>	業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日		<u>5,000円</u>		
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日		<u>10,180円</u>	業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日		<u>10,000円</u>		
興行	1日1平方メートルまでごとに		10円	興行	1日1平方メートルまでごとに		10円		
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円	港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円		
		2時間以上4時間未満	500円			2時間以上4時間未満	500円		
		4時間以上8時間未満	<u>1,010円</u>			4時間以上8時間未満	<u>1,000円</u>		
		8時間以上	<u>1,520円</u>			8時間以上	<u>1,500円</u>		
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	<u>1,270円</u>	港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	<u>1,250円</u>		
		4時間以上8時間未満	<u>2,540円</u>			4時間以上8時間未満	<u>2,500円</u>		
		8時間以上	<u>3,810円</u>			8時間以上	<u>3,750円</u>		
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円	駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円

改正後					改正前				
			3時間以上5時間未満	400円				3時間以上5時間未満	400円
			5時間以上8時間未満	600円				5時間以上8時間未満	600円
			8時間以上	800円				8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円		大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上5時間未満	800円				3時間以上5時間未満	800円
			5時間以上8時間未満	1,200円				5時間以上8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円				8時間以上	1,600円
照明施設		1基1回1時間までごとに		<u>1,520円</u>	照明施設		1基1回1時間までごとに		<u>1,500円</u>
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回		500円	バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回		500円
	かまど付き	1箇所1回		<u>1,010円</u>		かまど付き	1箇所1回		<u>1,000円</u>
備考					備考				
3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料又は利用料金の額は、規定使用料又は規定利用料の2割増相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u> とする。					3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料又は利用料金の額は、規定使用料又は規定利用料の2割増相当額とする。				